

船橋市在宅医療・介護連携支援用患者情報共有システムの 使用に関する誓約事項

平成 29 年 9 月 船橋市

船橋市在宅医療・介護連携支援用患者情報共有システム（以下「情報共有システム」という。）を使用する医療・介護関係者は、以下の内容を遵守することとし、本誓約事項に反する行為があった場合には、情報共有システムの使用を停止することを承諾します。

- 1 「個人情報保護に関する法律」、「船橋市個人情報保護条例」及び厚生労働省が定める「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等を遵守するものとします。
- 2 情報共有システムには、正確な情報を入力することに努めます。
- 3 情報共有システムを使用するために用いる情報機器及びネットワーク等については、個人情報の漏えい、き損、滅失及び改ざんを防止するための管理として、確実なセキュリティ対策を講じます。
- 4 情報共有システムを使用するための ID 及びパスワードは、本人以外の第三者に使用されることのないよう、適正に管理します。
- 5 患者等の個人情報については、情報共有システムの使用以外の目的に使用し、又は提供しません。
- 6 情報共有システム上の個人情報については、船橋市に無断で持ち出し、複写し、又は複製しません。
- 7 患者等が死亡した等、患者等の個人情報を共有する必要がなくなった場合には、患者ページの終了を船橋市へ依頼するか、患者ページの終了手続きを行います。
- 8 情報共有システムを使用するにあたり、個人情報の取扱いを適正に管理するため、医療機関・介護サービス事業所内に「システム管理担当者」を置き、その旨を船橋市へ報告します。
- 9 システム管理担当者は、情報共有システムの利用者に対し、情報共有システムを使用しているとき及び使用しないこととなったとき以後においても、情報共有システムを使用することにより知り得た患者等の個人情報について、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用することのないよう、個人情報の保護に関して必要な事項を周知・監督します。
- 10 患者等の個人情報については、同一の患者に関わる連携グループ内においてのみ共有し、当該グループに属しない者に漏洩することのないよう適正に管理します。
- 11 情報共有システムの使用を中止するとき又は登録内容に変更が生じた場合には、速やかに使用停止依頼又は登録内容変更依頼の手続きをします。
- 12 情報共有システムを使用するにあたり、何らかの問題が生じた場合には、速やかに船橋市に報告するとともに、船橋市の指示に従います。
- 13 本誓約事項に定める事項に疑義が生じた場合又は本誓約事項に定めのない事項について疑義が生じた場合には、その都度船橋市及び利用者間において、協議することとします。
- 14 その他、情報共有システムの使用に関し、船橋市から何らかの依頼があった場合には、協力するものとします。